

2024年6月25日

尼崎市長 松本 眞 殿

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事 菌 潤 (尼崎市民、医師)
〒561-0802 豊中市曽根東町1-11-44 ビコロ曽根 3F

「尼崎市役所職員の勤務時間内禁煙の徹底と、敷地内屋外喫煙所廃止の要望 (2024年5月22日付け) に対する回答について (尼人第424号 令和6年6月14日)」を受けての
再要望書

前略、ゼロ回答を受取りました。以下、ゼロ回答と評価した理由と再要望を申し述べます。

- 1) 前信で添付した「尼崎市役所屋外喫煙所 (以下、喫煙所) 監視記録」(2024年4月19日) 結果に、全く言及がありませんでした。特に勤務時間内の喫煙所利用者214名中、大多数は市職員と思われる166名 (77.8%)、市議会関係者と思われる12名 (5.6%) でした。市民と思われる方は36名 (16.8%) に過ぎなかったにも拘らず、市民のための喫煙所であり、存続させるという強弁は承諾できません。市民のためという名目で、実態は職員のための喫煙所であることは明白です。市役所敷地内の喫煙所撤去は、市民に健康を守る禁煙推進の模範を示すことにも繋がり、再度強く要望します。
- 2) 上記調査が信用できないのであれば、市役所人事課で同様の「喫煙所の抜き打ち、遠隔ウォッチング」をして、その検証結果を公表してください。
- 3) 市職員の勤務時間喫煙は、市民にとって「さぼりタイム」であり、税金の無駄使いです。同僚の非喫煙職員にとっては、代行業務負担や三次喫煙被害の原因になります。
- 4) 市職員の公務遂行には健康維持が必須で、禁煙推進は極めて重要であり、勤務時間内禁煙の徹底が必要です。市長名の「尼崎市職員たばこ取組宣言」(2016年7月22日) に、市役所本庁だけで延べ166名もの職員が違反している現実、組織のガバナンスの面からも看過できないと思います。この調査結果と要望書を庁内イントラネットで紹介し、前掲宣言の徹底を行うと共に、市役所本庁以外の職場での喫煙所の有無や勤務時間内禁煙の順守状況をお知らせください。
- 5) 喫煙所清掃者は、喫煙者がいる場合は2次喫煙被害を、いない場合も3次喫煙被害という深刻な受動喫煙の害に暴露されます。清掃者の健康を守るためにも、喫煙所の閉鎖を要望します。

以上について、本年7月15日までに、文書で当学会事務所にご回答ください。なお、本要望書とご回答は、当学会のHPなどで公開しますので申し添えます。 敬具